

令和4年度

土木工事標準積算基準書

改定資料(第1回)

令和5年3月1日

静岡県交通基盤部

# 令和4年度 土木工事標準積基準書(新旧対照表)

項	項目	旧	新																																																												
IV-7-①-14	3-2 製作工労務単価	<div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 工数の補正は、表3.17に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護欄、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.17 付属物の工数の補正</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>直連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>新高度化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>橋梁用防護欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う                      ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の直連による補正は、表3.8の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。  **：伸縮継手の斜橋による補正は、表3.9の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。  ***：高欄、橋梁用防護欄の曲線による補正は、表3.16の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単線で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護欄、検査路を免注する場合の積算にあたっては、架設工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。  なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第2章①-1橋梁用伸縮継手設置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費明細書に計上し、工程管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。</p> <p>(イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。  (ロ) 支承の造設は、中塗り、上塗りを現場造設として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価  工場製作における工数単価（直接労務費）は、<b>27,800円</b>とする。</p>	種別	直連	斜橋	曲線橋	新高度化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	橋梁用防護欄	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×	<div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 工数の補正は、表3.17に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護欄、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.17 付属物の工数の補正</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>直連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>新高度化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>橋梁用防護欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う                      ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の直連による補正は、表3.8の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。  **：伸縮継手の斜橋による補正は、表3.9の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。  ***：高欄、橋梁用防護欄の曲線による補正は、表3.16の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単線で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護欄、検査路を免注する場合の積算にあたっては、同設工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。  なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第2章①-1橋梁用伸縮継手設置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費明細書に計上し、工程管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。</p> <p>(イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。  (ロ) 支承の造設は、中塗り、上塗りを現場造設として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価  工場製作における工数単価（直接労務費）は、<b>静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）の鋼橋製作工単価</b>とする。</p>	種別	直連	斜橋	曲線橋	新高度化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	橋梁用防護欄	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×
種別	直連	斜橋	曲線橋	新高度化	平均支間長																																																										
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																										
高欄	×	×	○***	×	×																																																										
橋梁用防護欄	×	×	○***	×	×																																																										
検査路	○*	×	×	×	×																																																										
種別	直連	斜橋	曲線橋	新高度化	平均支間長																																																										
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																										
高欄	×	×	○***	×	×																																																										
橋梁用防護欄	×	×	○***	×	×																																																										
検査路	○*	×	×	×	×																																																										